

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年6月25日 09時16分ごろ
発生場所	徳島県徳島小松島港小松島第1区 小松島南防波堤灯台から真方位225°70m付近 (概位 北緯34°00.4′ 東経134°35.8′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船兼油タンカー栄豊 ^{えいほう} は、南進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年7月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	液体化学薬品ばら積船兼油タンカー 栄豊、498トン
船舶番号、船舶所有者等	142879、有限会社新陽汽船
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷船底部外板、舵及びプロペラ翼に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視程 約100m 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 本事故当時、徳島県小松島市に濃霧注意報は発表されておらず、瀬戸内海に海上濃霧警報は発表されていなかった。 本事故発生場所の北北西方約3.8海里付近に位置する徳島地方気象台では、00時53分から09時01分までもやが観測されていた。
事故の経過	本船は、中間検査に伴う海上試運転の目的で、船長ほか4人が乗り組み、検査関係者8人を乗せ、徳島小松島港小松島第3区の試運転実施海域に向けて同港小松島第1区の岸壁を出航した。 船長は、出航前、霧により視程が約100mであったが、航海計器を見ながら航行すれば安全に航行できると思い、出航することとした。 船長は、離岸作業を終えて昇橋した航海士を目視による見張りにつけ、レーダー及び電子海図装置を作動させて手動操舵により約6ノットの対地速力で南進した。 船長は、徳島小松島港小松島第1区の東側の防波堤（以下「東防波堤」という。）と南側の防波堤（以下「南防波堤」という。）との間を通過しようと左転して南東進し始めた後、左ウイングにいた検査関係者の「防波堤が近い」旨の話し声を聞いた。 船長は、レーダーを見て本船が東防波堤と南防波堤の間に向けて航行していると思ったが、東防波堤及び南防波堤が肉眼で見えなかった

ので、東防波堤に接近している不安を感じ、東防波堤と南防波堤の手前で右旋回して錨泊することとした。

船長は、南防波堤北端の北北西方沖 200m 付近で右舵 60° を取って右旋回を始めて間もなく、本船が急激に減速して停止したので、船位を確認したところ、南防波堤付近の浅所に乗り揚げたことを認めた。(図 1 参照)

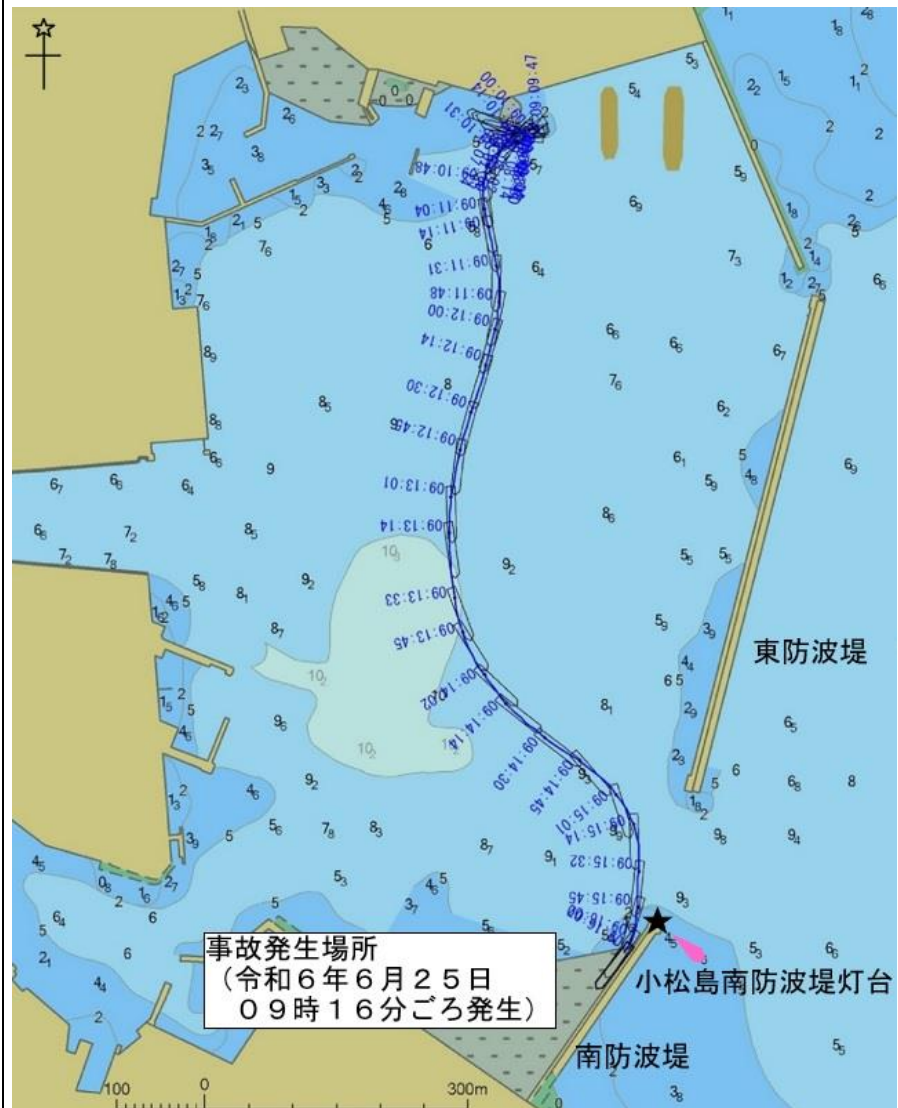


図 1 A I S 記録による航跡図

船長は機関を停止し、同乗していた船舶所有者担当者が携帯電話で本事故の発生を 118 番通報した。

本船は、造船所が手配したタグボートに引き出された後、自力航行で出航した岸壁に戻り、燃料油の流出及び浸水がないことが確認された。

本船の喫水は、船首約 2.2m、船尾約 3.6m であった。

船長は、電子海図装置を作動させていたが、レーダーで船位を確認することに慣れていたので、レーダーを見て航行していた。

航海士は、肉眼で見張りを行っており、レーダーや電子海図装置を

	見ていなかった。 本事故発生の約１時間後には霧が晴れて視界が回復した。
分析	本船は、視程約１００ｍの状況下、レーダーを使用しながら徳島小松島港小松島第１区を東防波堤と南防波堤の間に向けて南東進中、船長が、東防波堤を目視できなかったことで船位に不安を感じていたものの、正確な船位を確認しなかったことから、東防波堤と南防波堤の手前で錨泊しようと右舵６０°を取り、南防波堤付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、左ウイングにいた検査関係者の「防波堤が近い」旨の話し声が聞こえた際、レーダーで本船が東防波堤と南防波堤の間に向かっていることを確認したが、東防波堤と南防波堤が肉眼で確認できなかったことから、船位に不安を感じ、右舵を取ったものと考えられる。 船長は、船位を確認する際、レーダーを使用し、電子海図装置を適切に確認していなかったため、正確な船位を把握していなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、視程約１００ｍの状況下、レーダーを使用しながら徳島小松島港小松島第１区を南東進中、船長が、東防波堤を目視できなかったことで船位に不安を感じていたものの、正確な船位を確認しなかったため、東防波堤と南防波堤の手前で右舵６０°を取り、南防波堤付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、視界制限下で船位を確認する際、特定の機器のみに頼ることなく、複数の航海計器や手段を適切に活用するとともに、レーダーや電子海図装置に専従の見張り員を配置すること。 ・ 船長は、港内が霧等で視界が不良の場合には、視界の回復を待つて、出航させることが望ましい。